

令和5年3月17日

在校生1・2年生の保護者 各位

柏市立柏高等学校 事務室

高等学校等就学支援金令和5年度7月審査のご案内

今年度7月に実施した所得審査結果については、**令和5年6月まで**の決定となります。**課税年度が切り替わる7月にあらためて審査をいたします**ので、7月初旬頃に配布される学校の案内に沿って、申請漏れのないようご注意ください。

【審査基準】

(政令市) $A = \text{地方税の課税標準(所得)額} \times 6\% - \text{市町村民税の調整控除の額} \times 3/4$

(その他) $A = \text{地方税の課税標準(所得)額} \times 6\% - \text{市町村民税の調整控除の額}$

＜扶養控除を受ける保護者のうち平成19年1月2日～4月1日生まれの生徒がいる場合は以下により算出＞

$$A = (\text{課税標準額} - 330,000) \times 6\% - \text{市町村民税の調整控除の額} (\times 3/4)$$

※保護者等のAの値の合算が30万4,200円未満であれば認定になります。

※千葉県では千葉市のみが政令市です。

1 現在就学支援金の受給資格認定を受けている生徒

令和5年7月～令和6年6月(3年生は3月まで)の就学支援金を受給するかどうかの**意向確認**を行い、収入状況を審査します。**オンライン(パソコンやスマートフォンを利用)による届出が可能です。オンラインでの実施にご協力をお願いします。**

オンラインでの届出に必要なID・パスワードを交付されていない方は、6月頃に交付予定です。また、届出期限等は、7月初旬頃にあらためて御案内します。

2 現在就学支援金の受給認定となっていない生徒

今年度申請を辞退した方や、所得制限により現在認定されていない方でも、**来年度の申請をすることができます。**

申請方法及び申請期限等については、7月初旬頃にあらためて御案内します。

重 要

1、2のどちらも

令和5年度(令和4年1月～12月)の所得の申告が必要です。

税の申告(確定申告や年末調整等)を行っていない方は、マイナンバーによる税情報の取得ができないため、認定の遅延に伴う授業料のお支払いが発生する場合があります。

○その他

現在、就学支援金受給の認定を受けているが、**支給停止となっている生徒**(休学、留学、令和4年7月の収入届出書が未提出)については、支給再開となるのが分かり次第すみやかに本校事務室までご連絡ください。支給の再開は**届出の翌月から**となります。

問い合わせ先:

柏市立柏高等学校 事務室 電話 04-7132-3460 (平日 8:30~17:00)

千葉県 教育庁 企画管理部 財務課 財務指導室

電話 043-223-4093 (平日 8:30~17:00)